平成２５年（フ）第４２号
茨城県鉾田市大和田1495番地２
債務者　小沼　一樹
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６号
茨城県東茨城郡茨城町大字近藤56番地
債務者　永井美由紀
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５３号
茨城県水戸市酒門町1861番地の１　ボヌールＡ棟201号
債務者　金澤　将士
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
千葉県長生郡白子町剃金477番地９
債務者　冨永　昭浩
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
山梨県甲府市富士見２丁目４番22号　サンハイツ富士見205号室
債務者　神田　　恵
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
山梨県山梨市落合682番地　Ｃ－東
債務者　角田　　豊
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８０号
名古屋市緑区乗鞍２丁目801－２　コーポシャネルＡ棟101号、住民票上の住所名古屋市天白区梅が丘５丁目201番地　天白植田住宅１棟103号
債務者　磯井　伸文
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
愛知県津島市立込町４丁目152番地１　サンハイム立込203
債務者　住田　仁志
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９号
名古屋市北区大野町２丁目１番地　白菊荘
債務者　前田　道子
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３号
滋賀県彦根市城町２丁目12番11号
債務者　日下部裕二
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３９号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目19番11号
債務者　シンワこと　新井　正和
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４１号
兵庫県加古川市尾上町安田581番地の８
債務者　辻井　里恵
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３５０号
広島県東広島市八本松町原5906番地　田原方
債務者　腰本　鉄平
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１８号
北九州市小倉北区中津口１丁目５番２－210号
債務者　土居　正生
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１号
北九州市戸畑区東大谷１丁目６番８号　３Ｆ西
債務者　黒瀬キヨ子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７号
北九州市八幡西区上上津役２丁目６番15号
債務者　中竹　美幸（旧姓笠崎）
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５号
北九州市小倉北区江南町５番46号
債務者　行徳　一子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部